

ボランティア活動はやすらぎ保険で安心

もしものときは責任者を通じて市担当窓口へ連絡を

■保険の対象となる活動

市内に活動拠点を置く、市民5人以上の団体が行う、公益性のある活動（政治、宗教、営利目的、市などの行政機関が委託する事業は除く）

【地域社会活動】行政区や自治会、町内会の活動、防火・防犯活動、清掃活動、交通安全運動など

【青少年育成活動】子ども会の指導育成活動、非行防止パトロールなど

【社会福祉奉仕活動】社会福祉施設援護活動、高齢者や心身障がい者へのホームヘルプなど

【社会教育文化活動】婦人会や老人会、PTAの活動、公民館のスポーツ・文化活動など

【その他】市主催の市民活動など

■保険の対象となる事故

①指導者などが、活動中に参加者や第三者にけがをさせたり、建物などに損害を与えたりした場合の損害賠償責任事故

②指導者や活動に参加した人などが、活動中に死亡またはけがをした場合の傷害事故

■保険の対象とならない事故

故意による事故や自然災害による事故は対象外です。

▷損害賠償責任事故の場合

(例)自動車事故による賠償事故。建築、改装、修理などの工事による事故など

▷傷害事故の場合

(例)脳疾患、疾病、心身喪失による事故。けんかや自殺、犯罪による傷害。他覚症状のない、むちうち症や腰痛。飲酒や無免許運転による事故など



■事故が起きたら14日以内に届け出を

やすらぎ保険はボランティア活動者などを被保険者とし、市が直接保険会社と契約。保険料は市が負担します。事故があった場合は、すぐに団体の責任者を通じて市の担当課へ連絡し、窓口にある所定の報告用紙を事故日から14日以内に提出してください。

【問】市総務課市民協働推進係 ☎ 77・8419



市公式サイト
(総務課)

■やすらぎ保険の補償内容

区分	保険金額(限度額)	
賠償責任保険	対人賠償	最高1人6000万円、1事故3億円
	対物賠償	最高1事故300万円
※1回の事故につき、5000円は自己負担(免責)です。		
傷害保険(個人)	死亡保険金	300万円
	後遺障害保険金	9万円~300万円
	入院保険金	日額3000円(180日限度)
	通院保険金	日額2000円(90日限度)

■事故のときの連絡先

団体・グループ	担当窓口
行政区、自治会、町内会 防犯、交通安全	総務課
子ども会、スポーツ団体、少年非行防止、公民館、婦人会、PTA、文化団体	生涯学習課
心身障がい者団体、ボランティア団体、老人会	福祉課
環境美化	生活環境課
掘割清掃	水路課
その他	各担当課



柳川の美しい景観を守るために

建物の建築や壁の塗り替えなどをするときは事前に届け出を

市は、柳川特有の美しい風景を守るため、建物の建築や改築、壁の塗り替えのときに守らなければならないルールを定めています。

人口減少が進む中、柳川に「住み続けたい」「訪れたい」と思えるまちであり続けるためには、柳川らしい景観を守ることが大切です。

景観を守るためのルール

■城堀周辺地区

城下町のなごりを残す城堀周辺で、建物の新築や改築、壁の塗り替えなどをするときは、必ず事前の協議と届け出が必要です。

■その他の地区

城堀周辺以外の地域は、新築や改築、壁を塗り替える建物が、中規模以上(高さ10m以上または延べ床面積が500㎡以上)の場合は、事前の協議と届け出が必要です。

※川下りコース沿いは、木竹の伐採も対象になります。

詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市都市計画課都市計画係 ☎ 77・8552



▲マンションの壁の塗り替えは城堀周辺以外でも事前相談を
川下りコース沿いは木竹の伐採も対象



市公式サイト
(都市計画課)

危険なブロック塀の撤去費用の一部を補助

工事に着手する前に市建設課建築係へ相談を

ブロック塀は、プライバシーの確保や防犯、防火など、私たちの暮らしを守る重要な役割を果たします。しかし、地震などによる災害時には倒壊や落下など、命を脅かす危険なものへと変わったり、避難や復旧の妨げとなったりすることがあります。所有者や管理者は、責任をもって適切な維持管理を行う必要があります。

このため市は、危険なブロック塀などを撤去する人に対し、その費用の一部を補助します。

■対象となるブロック塀 補強コンクリートブロック造り、または組積造(れんが造、石造など)の塀や門柱(フェンスなどとの混用の場合も含む)

■補助対象者 次の全てに該当する人

▷ブロック塀などを撤去する所有者や管理者

▷同一敷地で、過去にブロック塀などの撤去の補助金を受けたことがない人

▷市税を滞納していない人

▷暴力団の構成員でない人

▷暴力団などと密接な関係がない人

■対象となる工事 診断カルテが総合評点40点未満で、道路(国道や県道、市道、里道、位置指定道路の私道)に面する高さ1m以上のブロック塀などを全て、または一部撤去*する工事。交付決定前に工事着手している場合は、補助対象となりません。

*「一部撤去」とは、撤去した残りが、診断カルテで総合評点70点以上となるもの

■補助額 撤去費用の2分の1(1000円未満切り捨て)かつ上限は、10万9000円です。ただし、申請が予算に達した場合は受付終了

■事前協議 補助を受けたい人は、工事に着手する前に対象となるかの確認が必要です。

詳しくは、市建設課建築係か市公式サイトで確認してください。

【問】同係 ☎ 77・8544



市公式サイト
(建設課)